

## 成年後見人等代理人による取引への変更手続き 必要書類のご案内

当行への代理人制度利用のお届出は、以下の書類をご準備いただき、後見人様と名義人ご本人様（判断能力のある場合）のご来店をお願いいたします。

### ＜成年後見人・保佐人・補助人・任意後見人＞

成年後見制度を利用していることを証明する書類	<p>成年後見制度に係る「登記事項証明書」</p> <p>※後見等の開始の審判後、登記が完了せず「登記事項証明書」の提出ができない場合は、後見（または補佐・補助）開始の「家庭裁判所の審判書」の銀行届出用抄本（理由部分のみを省略したもの）および「確定証明書」をご用意ください。</p> <p>※任意後見制度ご利用の場合は、任意後見監督人の選任後にお届出ください。</p>
手続きに必要な書類など	<p>＜後見人等が個人の方＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見人の運転免許証運転免許証やマイナンバーカードなどの公的本人確認書類</li> <li>・今後のお取引に使用のご印鑑</li> <li>・印鑑証明書（※）</li> <li>・実印（※）</li> <li>・ご本人のすべての通帳・証書等</li> </ul> <p>＜後見人等が法人の方＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登記簿謄（抄）本</li> <li>・法人の印鑑証明書</li> <li>・法人の実印</li> <li>・来店者の方が法人の構成員であることが分かる書類（社員証等）</li> <li>・来店者の公的本人確認書類（運転免許証等）</li> </ul> <p>＜後見人等が弁護士、司法書士等の方＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・弁護士会等発行の印鑑証明書（※）</li> <li>・上記印鑑証明書登録のご印鑑（※）</li> <li>・今後お取引に使用のご印鑑</li> <li>・弁護士会等発行の身分証明書および運転免許証等の公的本人確認書類（※）お取引に実印を使用しない場合は不要です。なお、実印でのお取引が必要となるケースもありますので事前に来店予定の店舗にお問い合わせください</li> </ul>

未成年後見人、不在者財産管理人、相続財産管理人、破産管財人などその他代理人取引についての必要書類はご来店予定の店舗に直接お問い合わせください。